

令和9年2月1日

株式会社厚労商事 関西支社
総務課長 ■■ ■■

派遣可能期間の延長に係る事項の周知について

労働者派遣法第40条の2第3項に基づき、延長する派遣可能期間の制限(事業所単位の期間制限)に抵触することとなる最初の日(以下、「抵触日」という。)について、同法施行規則第33条の3第4項に基づき下記のとおり周知します。

記

1. 意見を聴取した過半数代表者
〇〇 〇〇 (選出方法:立候補を募り全労働者による投票を行った。)
2. 1に対して通知した事項及び通知した日
(1) 通知した日: 令和8年12月1日
(2) 通知した事項
① 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所
株式会社厚労商事 関西支社 大阪府中央区大手前●-●-●
② 延長しようとする派遣可能期間: 令和9年4月1日～令和12年3月31日
③ 令和6年4月1日～令和8年11月末までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者数の推移	正社員数の推移
会計課	R6.4.1～R7.3.31	2名	3名
	R7.4.1～R8.3.31	2名	3名
	R8.4.1～R8.11.30	1名	4名
総務課	R6.4.1～R7.3.31	2名	2名
	R7.4.1～R8.3.31	2名	2名
	R8.4.1～R8.11.30	2名	2名

3. 1から意見を聴取した日及び意見の内容日
(1) 意見を聴取した日: 令和9年1月15日
(2) 意見の内容: 異議はありません。
4. 異議に対し変更した派遣可能期間
異議がなかったため変更せず。